

岩沼市長 あて

介護保険住宅改修承諾書

このたび、介護保険給付対象となる住宅改修を行うにあたり、現在のところ被保険者の要介護認定の結果が判明していませんが、下記の注意事項について了解しましたので、必要書類を添えて事前申請を行います。

【要介護認定の結果が判明していない場合の注意事項】

1. 事前申請日にはすでに要介護認定の申請を済ませている必要があります。

認定申請日 → (更新・新規・区変) 令和 年 月 日

2. 認定結果が「非該当」となった場合は、介護保険の給付がされないため、全額自己負担となります。
3. 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書等は、要介護認定の結果「要支援」または「要介護」であることが判明した後に提出していただきますので、住宅改修費の支給もそれ以降になります。
4. 利用限度額は20万円まで(原則1回限り)です。
5. 支給方法は「償還払い」に限ります。

上記について説明を受け、理解しました。

申請者(被保険者・成年後見人)

住所: _____

被保険者番号: _____

申請者氏名: _____

[申請者が後見人のとき] 被保険者氏名: _____

[代筆のとき] 代筆者氏名: _____ 申請者との続柄: _____